



令和2年度 豊明市社会福祉協議会

とよあけ福祉協力金(社協会費)のお願い

誰もが安心して暮らせるまちづくり



社会福祉協議会(社協)とは?

地域にある福祉課題の解決に向けて、住民の皆様、地域の自治組織、ボランティア団体、保健・医療・福祉等の関係者、行政機関と協力し活動する営利を目的としない民間の福祉団体です。

また、社会福祉法に定められた団体で、公共性・公益性の高い活動を行っています。

豊明市社協の取り組み(事業の一部のご紹介)



- * 移動販売車(キッチンカー)事業
- * 子ども食堂開設支援
- * 生活支援体制整備事業
- * ボランティアセンターの運営
- * 災害時ボランティアセンター開設・運営
- * 障がい福祉事業
- * 居宅介護支援事業(ケアマネージャー)
- * 訪問介護員派遣事業(社協ヘルパー)
- * 各種相談事業
(障がい・生活困窮・ひきこもり)

etc.



会員区分について

※協力金(会費)が社協会員としての地域参加であり、活動が義務付けられるものではありません。

一般会員	年額 一口 500 円	特別会員	年額 一口 1,000 円
------	-------------	------	---------------

法人会員	年額 一口 5,000 円	施設会員	年額 一口 5,000 円
------	---------------	------	---------------

何口からでもご加入いただけます。

- ◇ 町内会、自治会関係者を通してご協力のお願いをいたします。
- ◇ もしくは、年間を通して事務局で受け付けています。皆さまのご協力をお願いいたします。
- ◇ 協力金(会費)は確定申告をすることにより「寄付金税額控除」の対象とすることができます。
(詳しくは税務署等にてご確認ください)

裏面もご覧ください